

平成 31 年度東京都都市整備局一般職非常勤職員募集要項
(清算金事務専門員)

項 目	内 容
職名	清算金事務専門員
募集人員	1 名
任用期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続 4 回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、平成 32 (2020) 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務場所	都市整備局第二市街地整備事務所管理課 (所在地) 東京都中野区中野 1-2-5
職務内容	土地区画整理事業等に関する事務処理等 ① 清算金額決定通知書、分割徴収決定通知書、納入通知書の発行・送付に関する事務 ② 清算金滞納者折衝事務 ③ 清算金台帳、代納一覧、相殺一覧の作成 ④ 交付清算金供託不要申出書の受理・整理 ⑤ 交付清算金の支出に関する事務 ⑥ 清算金(未受領分)の供託に関する事務 ⑦ 支払いや手続き等に関する相談対応 ⑧ 納付書発行・送付に関する事務、月報の作成、徴収簿整理 ⑨ 折衝記録の作成・整理、催告書及び督促状の発行・送付に関する事務 ⑩ 財産調査、差押調書作成 ⑪ 清算金徴収・交付に係る問い合わせの電話対応等 ⑫ その他
応募資格・ 求められる能力	次の要件をすべて満たすこと。 ① 事務処理について、一定程度の能力を有すること。 ② Excel、Word 等のソフトを操作し、データ入力・資料作成を正確に行うことができること。 ③ パソコンを使った電子メールの操作やインターネットによる情報検索等、インターネット環境における基本的なパソコン操作が支障なく行うことができること。 ④ 電話応対において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ⑤ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むこと。 ⑥ 協調性があり、組織の一員として職務が円滑に遂行できるよう積極的に協力することができること。

	⑦ 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	9 時 00 分から 17 時 45 分まで ※ 原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬額	月額 194,400 円 (平成 30 年度の額であり、改定される場合あり) 通勤手当相当額を別途支給 (上限 55,000 円/月)
社会保険	健康保健 (全国健康保険協会管掌健康保険)、厚生年金保険、雇用保険を適用
服務	地方公務員法に規定する制限及び処分等の適用となる。
応募方法	「一般職非常勤職員申込書」(東京都第二市街地整備事務所管理課管理担当で配布するほか、都市整備局ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入の上、次のとおり郵送又は持参してください。 なお、応募書類は返却いたしません。 ○ 申込期間 平成 31 年 1 月 28 日 (月) から平成 31 年 2 月 6 日 (水) まで ○ 送り先及び持参場所 (平成 31 年 2 月 6 日必着) 〒164-0001 都市整備局第二市街地整備事務所管理課管理担当 (東京都中野区中野 1-2-5)
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接 (平成 31 年 2 月 13 日 (水) に実施予定) 合否については、本人宛郵送により通知します。 また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。
その他	法改正に伴い、平成 32 (2020) 年度から、会計年度任用職員制度の導入等の制度改正を予定しています。詳細はお問い合わせください。
問い合わせ先	〒164-0001 東京都中野区中野 1-2-5 都市整備局第二市街地整備事務所管理課管理担当 電話 03-5389-5151 (ダイヤルイン)